

第2節 町国民保護対策本部の設置等

1 町国民保護対策本部の設置

町長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに町国民保護対策本部を設置する。

(1) 対策本部の組織等

ア 対策本部の組織

本部長	町長
副本部長	本部員のうちから町長が指名
本部員	助役、教育長、消防長又はその指名する消防吏員、町職員

イ 対策本部の所掌事務

- (ア) 国民保護措置の実施に関すること。
- (イ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 他市町村との連携に関すること。
- (カ) 現地対策本部の設置に関すること。
- (キ) 府の現地対策本部との連携に関すること。
- (ク) その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ 対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長（町長）は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。

なお、本部長（町長）は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、公共機関の職員の出席を求める。

エ 対策本部の事務局

対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置き、事務局は、総括班、対策班、総務班、情報班、報道班等で編成する。

(2) 対策本部長の権限

町対策本部長は、町域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

区 分	権 限 内 容	要 請 先 等
総 合 調 整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、国民保護措置に関する総合調整	・関係機関
情報提供の求め	国民保護措置に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	・府対策本部長
実施状況の報告、 資料提出の求め	町域に係る国民保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関
町教育委員会への措置の実施の求め	町域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施求め	・町教育委員会
府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の要請	・府対策本部長

(3) 対策本部の開設手順等

ア 対策本部員の参集

事業部長は、町対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。

イ 職員の配備

本部長（町長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制
町 域 内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常5号
	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常4号
	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常3号
	町域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき	
他 市 町 村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	非常2号
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	非常1号

ウ 町対策本部の開設

(ア) 事業部長は、町庁舎などに町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。

(イ) 本部長（町長）は、町対策本部を設置したときは、町議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、府に対しても、連絡する。

エ 町対策本部の予備開設施設の確保

町長は、庁舎が被災した場合など町対策本部を庁舎内に開設できない場合は、あらかじめ指定した予備施設において対策本部を開設する。

また、町域を越える避難が必要で、町域内に町対策本部を開設することができない場合には、知事及び避難先の市町村長と町対策本部の開設場所について協議を行う。

2 現地対策本部の設置

町対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として事態発生現場に、町現地対策本部を設置する。

(1) 現地対策本部の組織

本部長	現地対策本部の本部長、副本部長、本部員は、
副本部長	町対策本部長（町長）が指名する。

(2) 現地対策本部の所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること。
- イ 町が実施する国民保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。
- ウ 現地における関係機関との連絡に関すること。
- エ その他必要な事項に関すること。

(3) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

3 組織動員配備体制会議の開催

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、事業部長は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。

また、国（消防庁）、府、他市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。

(1) 組織動員配備体制の組織

組織動員配備体制は、事業部長を中心に、既存の防災組織のメンバーで構成するなどして、組織する。

(2) 組織動員配備体制の所掌事務

- ア 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 職員の配備体制に関すること。
- エ 住民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。

オ 町国民保護対策本部の設置に関すること。

カ 町国民保護対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

4 町災害対策本部・町危機管理対策本部の設置

町長は、前記第1節1(2)イに定めるところに従い、町災害対策本部又は町危機管理対策本部を設置する。その組織、所掌事務等については、町災害対策本部条例又は町危機管理対策本部設置要綱に定めるとおりとする。

第3節 関係機関との連携協力の確保

町は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

1 国・府の対策本部との連携

町は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。また、町は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 府への措置要請等

町長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、町長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)を防衛大臣に要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び町域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣(町域を担当区域とする地方協力本部長又は町協議会の委員たる隊員)に対して連絡する。